

## 講演

### 刑事訴訟法等の改正について

仙台高等検察庁検事長 稲田伸夫

平成 28 年 5 月、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。この改正の歴史的な意義などについて、私見を述べたい。

今回の法改正は、別紙資料にあるように、刑事手続全体にわたって、9 項目の改正を行い、「証拠収集手段の適正化・多様化」と「充実した公判審理の実現」を図り、それにより「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」を目指すものである。

我が国の刑事訴訟制度は、第二次大戦までは大陸法の影響下にあったが、戦後、アメリカ法の要素を多く取り入れた現行刑事訴訟法が制定されるに至った。これにより当事者主義的な訴訟構造が採られるようになったが、旧刑事訴訟法の構成要素を多く残したままに、アメリカ法的な要素を接ぎ木したこともあって、実務の運用は必ずしも当初想定されたような、直接主義・口頭主義を基盤とする公判中心主義の運用とはならなかった。そして、現行刑事訴訟法施行後 30 年余を経過した昭和 50 年代になると、「精密司法」と呼ばれる運用状況が定着するに至ったと言われている。この「精密司法」は東京大学松尾浩也名誉教授の造語であるが、①被疑者の取調べを中核とした綿密な捜査が行われ、しかも警察のみならず検察官も自ら被疑者や重要な参考人の取調べを行って、直接嫌疑を確認し、②有罪の確信があり、刑事政策的にもメリットがある場合にのみ起訴をし、③公判においては犯罪事実のみならず、犯行の動機や経緯、背景事情などのいわゆる情状を含め詳細に審理し、④綿密な捜査の所産である供述調書が多数証拠として用いられ、⑤裁判官は、法廷外でこれらを精査して心証を形成し、⑥起訴時の慎重なスクリーニングもあって公判での有罪率は 99% を超えることとなる、という特徴を有するものであるとされた。この運用に対しては、当時から、欧米の刑事司法に比してかなり異常なものであるという批判が強くあった。それにもかかわらず、このような精密司法が定着した背景には、いくつかの原因があったと思われる。その原因としては、例えば、「真実の解明を求める国民意識」、「誤った起訴に伴う問題の回避に向けた要請」（公訴提起に伴う被疑者・被告人やその家族への様々な不利益を考慮し、起訴判断は慎重にすべきという考え）があると言われていたし、それ以外にも様々な要素が挙げられてきたところである。

このような刑事司法が変化する契機となったのは、平成 16 年の司法制度改革であった。これにより、裁判員制度が導入され、連日的開廷による、争点中心で、かつ、公判廷での証人尋問や被告人質問を中心とした裁判運営がなされるようになった。また、同時に導入された公判前整理手続では、争点・証拠の整理が事前に行われ、証拠開示手続が組み込ま

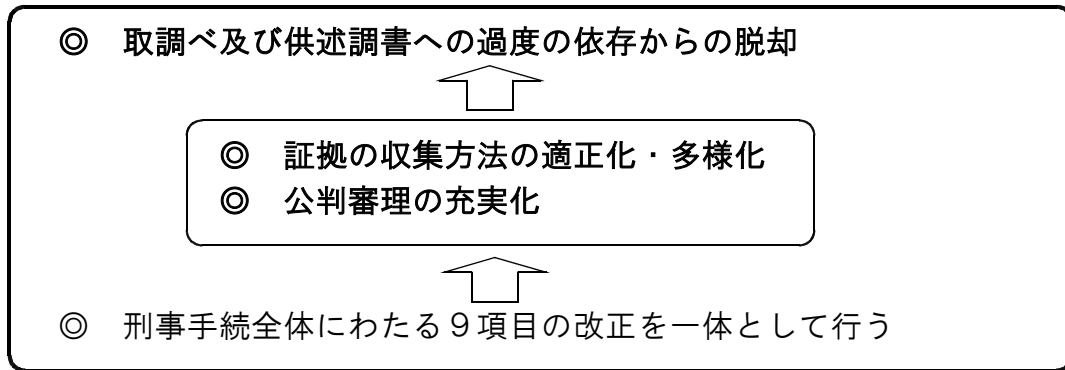
れ、それ以前と比較して大幅に開示される証拠の範囲が広がった。さらに、被疑者国選弁護制度が導入され、捜査段階から広く弁護人の援助を受けることができるようになった。なお、この時の議論においても、取調べの録音録画制度の導入などが遡上に上ったが、異論もあって、意見の集約には至らなかった。いずれにしても、この司法制度改革により、例えば、裁判員に分かりやすいようにという観点から、法廷での供述が重視されるようになり、供述調書に頼り過ぎてきたのではないかという反省も聞かれるようになったことは事実であろう。また、被疑者国選弁護制度の実施により、捜査段階での弁護活動が活発化し、従来のように取調べにより被疑者らに事実を語らせることが困難になっていた。その意味で、いわゆる精密司法が変化の兆しを見せ始めていた。

このような状況のもとで、さらに大きく事態を変化させたのは、平成 22 年秋に発覚した大阪地検特捜部における一連の不祥事であった。これを受けて、法務大臣の下に「検察の在り方検討会議」が設置され、翌年 3 月にまとめられた「検察の再生に向けて」と題する提言では「今般の事態に至った原因について考えてみると、検察において、我が国の刑事司法制度特有の構造をも背景として、供述調書による立証・事実認定を重視するあまり、供述の信用性等に関する慎重な検討を軽視したまま、検察官の心証に合致する供述さえ獲得できればよい（中略）という、極端な取調べ・供述調書偏重の風潮があったことがうかがえ、この点に本質的・根源的な問題があると考えられる。」「今後、国民の安全・安心を守りつつ、えん罪を生まない捜査・公判を行っていくためには、抜本的・構造的な改革として、追及的な取調べによらずに供述や客観的証拠を収集できる仕組みを早急に整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判から脱却するよう、その在り方を改めていかなければならないものと考えられる。」とされた。これを受けて、同年 5 月には法制審議会に諮問がなされ、約 3 年に及ぶ濃密な審議の結果、全会一致で答申が取りまとめられ、それに基づいて、今回の法整備がなされたところである。こうして、これまで精密司法として語られてきた刑事司法の運用の大きな部分が変化することとなったのである。

今回の刑事訴訟法等の一部を改正する法律の具体的な内容についての詳細な紹介は紙数の関係で省かせていただくが、今回の改正は、上記のような問題意識に基づいて、「国民の安全・安心を守りつつ、えん罪を生まない捜査・公判を行っていくための抜本的・構造的な改革」としてなされたものであって、施行後 70 年近くになる現行刑事訴訟法の改正としては最も大規模、かつ本質的なものであると評価されよう。既に、一部は施行されており、その中には、検察官手持ち証拠の一覧表の開示、通信傍受の対象犯罪の拡大などが含まれている。今後は取調べの録音録画の義務化など改革の中核部分が施行されることになる。その実施が円滑に行われ、当初の狙いどおりの改革の成果が得られるように、努力していかなければならないと思っている。

## 別紙資料

### 〔検討指針・理念〕



### 〔改正項目〕

#### 1 取調べの録音・録画制度の導入

#### 2 合意制度等の導入

- 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入
- 刑事免責制度の導入

#### 3 通信傍受の合理化・効率化

- 通信傍受の対象犯罪の拡大
- 通信傍受の手続の合理化・効率化

#### 4 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

#### 5 弁護人による援助の充実化

- 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大
- 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

#### 6 証拠開示制度の拡充

- 証拠の一覧表の交付手続の導入
- 公判前整理手続等の請求権の付与
- 類型証拠開示の対象の拡大

#### 7 犯罪被害者等・証人を保護するための措置

- ビデオリンク方式による証人尋問の拡充
- 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入
- 公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入

#### 8 証拠隠滅等の罪等の法定刑の引上げ 勾引要件の緩和

#### 9 自白事件の簡易迅速な処理のための措置